



Immigration Law Changes 移民法の改正

KPMG Global Mobility Services
KPMG グローバルモビリティサービス

2025年6月26日



はじめに



2025年6月1日より、ポーランドでは外国人雇用に関する一連の包括的な法改正(**ポーランド共和国領土における外国人の雇用の許容条件に関する法律**)や、**外国人法**の重要な改正が実施されました。

これらの法改正は、移民制度を近代化し、EU指令に適合させ、雇用主と外国人の両方に対する法令順守メカニズムを強化するための広範な取り組みの一環です。

01

雇用主に対する 新たな義務

雇用主に対する新たな義務

01

当局への契約書の提出

雇用主は、外国人が仕事を開始する前に、雇用契約書の写しを関係当局に提出しなければなりません。これは、労働許可証を取得する者、または外国人への業務委託を登録する拠点に適用されます(ただし、収穫支援等の季節労働については、雇用日から起算して7日以内が提出期限となります)。

契約書は、専用のITシステムを使用して提出する必要があります。
(当該システムが稼働するまでの間は、praca.gov ポータルを使用)

02

契約の宣誓（公式）翻訳

外国人との雇用契約が外国語で書かれている場合、雇用主はポーランド語の宣誓（公式）翻訳を取得し、雇用期間中および契約終了後2年間以上保持する必要があります。

バイリンガル契約の場合は、別途翻訳を用意する必要はありません。

03

パスポートとPESEL番号に関する文書の保持

雇用主は、外国人従業員の身元を確認するために、パスポートなどの個人データを含む書類のコピーを取得する必要があります。

雇用主は、外国人のPESEL番号がある場合は証憑を保持する必要があります。外国人がPESEL番号を示す書類を持っていない場合は、別途証明書を取得する必要があります。

04

労働組合情報

雇用主は、外国人従業員に対し、労働組合に加入する権利について、外国人従業員に書面で、彼らが理解できる言語で通知しなければなりません。これは、雇用契約と民法上の契約の両方に適用されます。

02

パートタイムの学生 に関する免除規定

ポーランドの大学の外国人卒業生に関する免除規定

労働許可の取得免除が、ポーランドの大学でパートタイムプログラムの卒業生に拡大されます。改正前は、この免除の適用はフルタイムプログラムの卒業生に限定されていました。

改正の利点：この変更により、パートタイムプログラムの卒業生も労働許可を必要としなくなるため、労働市場への参入が促進され、雇用主と外国人卒業生の両方にとって利点があると考えられています。



03

特定の居住許可証に基づく就労の禁止

特定の居住許可証に基づく就労の禁止

改正前においても、外国人が労働許可証を保持していたとしても、特定の種類の居住許可証では、ポーランドで就労することはできませでした。

これには、次のものが含まれます。

- 観光ビザ（「01」）
- 臨時的な保護のためのポーランドのビザ(「20」)
- 短期滞在のための一時滞在許可(実際には非常にまれ)

新たに就労が禁止される居住許可証

改正後は、以下の居住許可証についても就労が禁止されます。

雇用への影響:



これらの居住許可証を持つ外国人が、労働許可証を持っていても、合法的にポーランドで働くことができなくなります。



これらの規則が施行された後に外国人が就労しようとする場合、就労が許される新しい居住許可証を取得する必要があります。

- 家族/友人を訪問するためのポーランドのビザ(「02」)。
- 学業以外の教育または訓練のためのポーランドのビザ(「11」)。
- ポーランドの医療ビザ(「14」)。
- ポーランドの「その他の目的」(「23」)のビザ(ポールカードを所持している場合を除く)。
- 他のシェンゲン協定加盟国によって発行されたビザ。
- 労働省が指定する特定の国へのビザなし渡航。

04

労働許可証および 特別な許可証の変更

労働許可証の変更

	旧労働許可証の種類	変更点	形容
外国人への業務委託等のための労働許可証	A	1. 最低労働時間 2. 労働市場テストの免除 3. 県への通知義務の増加	外国人が、労働許可証を取得するためには、フルタイムの4分の1以上の就労時間がなければなりません。労働市場テストは、「保護対象となる職業リスト」に置き換えられ、原則として、リスト内の職業への許可証の発行申請は却下されます。就労が開始されない場合、あるいは、就労の中断に関する報告期限は3か月から2か月に短縮されます。
特定職務のための労働許可証	B	1. 名称変更	「特定職務のための労働許可」は、既存のタイプB許可証に代わるものです。
派遣（駐在員）のための労働許可証	C、D、E	1. 派遣前の雇用の確認 2. 従業員のステータス 3. 垂直的な資本関係 4. 直接サービス契約	外国人は、ポーランドに赴任する前に、海外の派遣元の外国企業に雇用されなければなりません。派遣される個人は、従業員ステータスを持っている必要があります。グループ内の派遣に際しては、垂直的な資本関係、つまり、派遣側と受け入れ側の事業体の間で直接的または間接的な所有または共通の経営陣(50%以上)が必要です。サービス提供のための労働許可証には、「輸出サービス」として適格な直接のサービス契約が必要です。

完全なデジタル化: 労働許可取得と宣言書等の登録のプロセスの完全なデジタル化は2年以内に実施される予定です。デジタル化以降は、当局が発行するレター等も電子形式でのみ配信されることになります。

05

ビザおよび統合就労・ 居住許可証の変更

ビザと統合労働・居住許可証の変更

01

ビザ発行審査手続きの優先的な取り扱い“ファストトラック”

ビザ審査手続きにおいて、外国人申請者が以下に該当する場合、優先的に処理されます。

1. ポーランドの国民経済にとって重要な企業・拠点において就労する場合
2. 人手不足に悩まされている専門職へ就労する場合

上記の2カテゴリ間には優先順はなく、処理順は等しく扱われます。

これらの規則は、ビザ申請の予約ではなく、審査手続きの所要期間に影響します。

02

労働許可証および居住許可証における優先的な取り扱い“ファストトラック”

左記に該当する外国人は労働許可証および居住許可証の審査手続きにおいて優先的に取り扱われます。

03

労働市場テストの廃止

労働市場テストは、統合労働・居住許可証やEUブルーカードの発行に際しては不要になりました。

代わりに、県は「保護対象の職業リスト」を導入することができ、リストに含まれる職業については許可証が発行されません(一部の例外を除く)。

統合労働・居住許可-雇用主への新通知義務

統合労働・居住許可証(Unified Work and Residence Permit)で外国人を雇用する雇用主は、現在、以下の義務を負っています。

1. (現行法) 失業の通知: 外国人が仕事を失った場合は、15日以内に入国管理局に通知を行う必要があります。

現行法の下では、このような義務は、許可証の受領者(外国人)にのみ適用されています。

2. (改正法) 報告義務の追加: 次のような変更があった場合は、雇用主は15営業日以内に通知を行う必要があります。

- 雇用主の登録事務所、居住地、名前、または法的形態の変更
- 雇用主またはその一部の他人への譲渡
- 民法契約から雇用契約への移行
- 職務を維持しながらの役職の変更
- 労働時間の増加とそれに対応する給与の増加

07

法令順守業務と罰則 の変更

罰則の強化と規制当局の権限強化

主な罰則規定の改正は以下の通りです。

検査権限の強化：

県労働監督官と国境警備隊の、外国人雇用を検査する権限が拡大されます。

事前の通知なしに検査を実施できるようになりました (改正前は7日前の通知が必要)。

当局は、他の進行中の企業検査と並行して検査を実施できます。

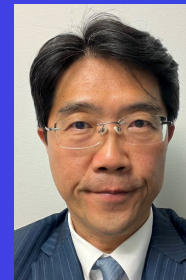
	現在の罰金	改正後の罰金
外国人への違法な業務委託	PLN 1,000 – 30,00	PLN 3,000 – 50,000 (外国人一人当たり)
外国人による違法な業務の遂行	PLN 20 – 5,000	PLN 1,000 – 5,000
労働許可証またはその他の労働許可証を取得するための措置を講じることと引き換えに、外国人に金銭的利益を要求すること	PLN 3,000 – 30,000	PLN 6,000 – 50,000 (外国人一人当たり)



Thank You for Your attention!



Marta Szczesna-Kononowicz
Supervisor Tax&Immigration
T: + 48 22 528 11 99
M: +48 508 047 039
E: mszczesna-kononowicz@kpmg.pl



野村 雅士
Masashi Nomura
Director, Japanese Desk
E: mnomura1@kpmg.pl
M: +48 604 496 342



KPMG Poland

kpmg.pl

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public